

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱実施細目

12葛地産145号
平成12年7月15日
地域振興部長決裁

この実施細目は、葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱（平成12年7月6日付け12葛地産第144号区長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（一の建物）

第1条 要綱第2条第1号に規定する一の建物とは、次のとおりとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通する建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- (3) 一の建物（前2号に掲げるものを含む。）とその付属建物をあわせたもの

（届出書の提出）

第2条 要綱第5条第1項及び第2項並びに第8条の規定による届出書については、書面一部およびPDF形式での提出とし、提出先は葛飾区産業観光部産業経済課とする。

（説明会の周知方法）

第3条 要綱第6条第1項に規定する説明会を開催しようとするときは、開催日の1週間前までに、日時及び場所をチラシ配布等の方法により近隣住民等に対して周知しなければならない。要綱第8条に規定する近隣住民に対する周知方法として、説明会を開催しようとするときも同様とする。

（軽微な変更）

第4条 要綱第8条ただし書に規定する軽微な変更とは、既存特定商業施設内の店舗面積を減少させる場合、施設の付帯設備である駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合及び営業時間を短縮する場合で区長が周辺地域の生活環境に与える影響がないと認めるときとする。

（縦覧の場所）

第5条 要綱第9条に規定する縦覧の場所は、葛飾区産業観光部産業経済課とする。

付 則

この要綱は、平成12年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。